



バスケット・オブ・ブランドズ (BASKET OF BRANDS (BOB)) 模倣品と戦うための実践的アプローチ

国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC)

法執行部

マレーシア

2011年取引表示法

- 物品及びサービスの供給、これらに関連しあるいは付随する事物の提供に関する虚偽取引表示及び、虚偽または不実な陳述、行為、実施方法を禁止することにより、適正な取引実施方法を促進することを目的とする。
- 2011年11月1日に施行。
- 1972年に旧取引表示法は廃止。

模倣行為に対し、2011年取引表示法は、執行官に以下の権限を与える。

- 模倣品の販売及び供給が疑われる敷地への搜索及び押収の実施（41、42条）
- 模倣品の所有も違反とみなされる（12条）

模倣行為とは？

- ▶ ときに品質の劣る物品の製造を実施し、
- ▶ これらを、ブランド所有者の認可を受けることなく、そのブランド名で販売すること。
- ▶ ブランド所有者の商標と同一か実質的に識別しがたい商標の下で物品を、
- ▶ 商標所有者の承認または管理を受けることなく、販売すること。

模倣行為に対するMDTCCの措置 (商標権所有者からの申し立てに際して)

- ▶ 文書の検査と分析
- ▶ 強制捜査と押収
- ▶ 商標権所有者による確認と報告
- ▶ さらなる調査と証拠収集
- ▶ 法律顧問への照会
- ▶ 示談・告訴・不起訴
- ▶ 展示品の処分

模倣行為に対するMDTCCの措置 (主体的措置)

- ▶ 強制捜査と押収
- ▶ 商標権所有者のための特定と搜索
- ▶ 商標権所有者による確認と報告
- ▶ さらなる調査と証拠収集
- ▶ 法律顧問への照会
- ▶ 示談・告訴・不起訴
- ▶ 展示品の処分

MDTCCが直面する問題

1. 商標権所有者からの協力の欠如

- 請求時・適時に確認が行えない
- 確認報告書の提出ができない

2. 製品・物品によっては、商標件所有者の特定ができないか 特定が難しい

3. 訴訟が進まない・不起訴

バスケット・オブ・ブランドズ (BOB)



2011年7月15日に発足

目的

- ▶ 登録商標権侵害案件に関係するあらゆる措置において、登録商標権所有者・代理人から協力及び確認の同意を得ること。
- ▶ 商標権所有者・代理人に関するデータベースの作成。
- ▶ BOBリストに基づいて、登録商標権侵害案件について主体的措置で対応すること。
- ▶ 登録商標権侵害案件の調査終了までの時間短縮

利点

1. 調査の促進－確認と報告
2. 同時・統一的措置－マレーシア国内すべての支部
3. 主体的措置－所有権の証明提出の必要なし
4. 商標権所有者・代理人のデータベース

BOB参加に必要な書類

i) 登録商標

(ii) 取引表示命令

(iii) 登録商標権所有者の代理人が書類の提出を行う場合は、
商標権者が発行した認可書または委任状

(iv) 商標権侵害事件に関する取調べへの協力に合意する旨の、
正式な署名入りの同意書

取引表示命令（TDO）は、侵害標章を付けた製品は虚偽取引表示にあたりと宣言する高等裁判所の裁判所命令である。取引表示命令は、虚偽取引表示の付いた製品の使用は無許可使用だという決定的証拠として役立つ。

知的所有権保護の重要性

SAMPLE

IN THE HIGH COURT OF MALAYA AT SHAH ALAM
ORIGINATING SUMMONS NO. NT2-24-1835-98
TRANSLATION

In the Matter of Nokia Corporation,
a company incorporated under the
laws of Finland of Nokia House,
Keilalahdentie 4, Fin-02150 ESPOO,
Finland

AND

In the Matter of Section 16 of the
Trade Descriptions Act 1972

AND

In the matter of the Registered Trade
Mark No. 87/00163 "NOKIA" in Class 9

AND

In the matter of passing off the
trade marks "Nokia" and the logo

Nokia Corporation
Applicant

BEFORE THE HONOURABLE JUSTICE DATUK WIRA HAJI MOHD NOOR BIN
HAJI AHMAD
DATED THIS 3RD DAY OF MARCH 1999
IN CHAMBERS

ORDER

UPON THE APPLICATION of the Applicant abovenamed AND
UPON READING the Originating Summons dated 22nd day of
December 1998 and the Affidavit of Timo Toikkanen affirmed

BOB 申請手順

- 申請書類の記入 [BOB APPLICATION FORM.doc](#)
- 必要な文書をすべて添付
- MDTCCに提出
- 申請者に承認が通知される

基本的なコミットメント

MDTCC	商標所有者・代理人
申し立てに対応策をとる	即時または30日以内に、確認する。
主体的措置	30日以内に確認報告書を提出する。
調査の促進	調査に関するすべてのことに最大限協力する。

BOB制度に登録済みの商標権所有者・代理人とブランド (2013年12月31日現在) [LIST OF BOB MEMBERS.xls](#)

商標所有者・代理人の数

32

ブランドの数

214

実施の成果は?

BOB施行前	BOB施行後
商標権所有者・代理人のデータベースなし	商標権所有者・代理人のデータベース
確認作業・調査協力について、商標権所有者・代理人からの承諾・同意なし	確認作業・調査協力について、商標権所有者・代理人から同意書
商標権所有者・代理人の身元が分からないままの主体的措置	主体的措置の優先
調査の保留	適宜、調査の進展

BOBに登録している日本のブランド



EPSON Stylus NX400



BOB制度でMDTCC が押収した物品



医薬品、スペアパーツ、化粧品、電化製品、アルコール飲料、たばこ、IT製品、アパレル製品、時計、革製品、インクカートリッジ、靴など

マレーシアにおける模倣品の件数と押収価額 2011-2013

2011	2012	2013	総数 価額 (RM)
1191件 RM 12,740,000	934件 RM 14,544,000	784件 RM 8,000,000	2909件 RM 35,284,000
405万USドル	460万USドル	250万USドル	1120万USドル

模倣案件に対する刑罰

(2011年取引表示法8条)

個人

初犯：
侵害標章を付けた物品ごとに
RM 10000 (US\$3175) 以下の罰
金または拘禁3年、あるいはそ
の両方

再犯：
侵害標章を付けた物品ごとに
RM 20000 (US\$6350) 以下の罰
金または拘禁5年、あるいはそ
の両方

法人

初犯：
侵害標章を付けた物品ごとに
RM 15000 (US\$4762) 以下の罰
金

再犯：
侵害標章を付けた物品ごとに
RM 30000 (US\$9524) 以下の
罰金